

○志摩市公共基準点管理要綱

平成24年11月16日告示第190号

平成27年5月13日告示第45号

志摩市公共基準点管理要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づき、公共基準点の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において「公共基準点」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 国土調査法（昭和26年法律第180号）の規定により設置した補助基準点
- (2) 都市部官民境界基本調査作業規程準則（平成2年総理府令第42号）の規定により設置した都市部官民境界基本三角点、都市部官民境界基本多角点又は都市部官民境界基本細部点
- (3) 前2号に掲げる公共基準点を一時撤去し、又は移転したことにより再度設置した測量基準点  
(測量成果等の閲覧)

**第3条** 公共基準点の測量成果及び測量記録（以下「測量成果等」という。）については、閲覧することができるものとする。

- 2 測量成果等の謄本の交付を受けようとする者は、測量成果（測量記録）の謄本交付申請書（様式第1号）を、市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定により測量成果等の謄本の交付を受けようとする者は、志摩市手数料徴収条例（平成16年志摩市条例第68号）で定めるその他諸証明手数料を納入しなければならない。

(使用手続)

**第4条** 公共基準点を使用しようとする者は、あらかじめ公共基準点使用承認申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、公共基準点使用承認書（様式第3号）を交付するものとする。
- 3 前項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、公共基準点を使用する際は公共基準点使用承認書を常時携帯し、市職員又は公共基準点の設置されている土地若しくは建物の所有者若しくは管理者（以下「土地所有者等」という。）の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 使用者は、公共基準点の使用を終了したときは、公共基準点使用報告書（様式第4号）を市長

に提出しなければならない。

(事前確認)

**第5条** 公共基準点を使用して測量を行おうとする者は、事前に使用しようとする基準点について、異状がないかどうかの確認を行わなければならない。

2 公共基準点に異状があった場合は使用を中止し、他の異状のない公共基準点を使用しなければならない。なお、基準点に異状が認められた場合は、公共基準点使用報告書により市長に異状を報告しなければならない。

(一時撤去及び移転)

**第6条** 公共基準点を一時撤去し、又は移転する必要がある工事（土地所有者等の施工する工事を除く。）を施工する者（以下「工事施工者」という。）は、あらかじめ公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 工事の概要が分かる書類
- (2) 位置図及び掘削位置と公共基準点との位置関係を明示した平面図
- (3) 公共基準点及びその周辺が確認できる写真
- (4) 再設置位置図

3 市長は、第1項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、相当と認めたときは、公共基準点（一時撤去・移転）承認書（様式第6号）を交付するものとする。

4 土地所有者等は、公共基準点を一時撤去し、又は移転する必要がある工事を施工する場合は、公共基準点（一時撤去・移転）請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

(公共基準点の撤去)

**第7条** 公共基準点の測量標は、原則として再利用するものとし、撤去の際は破損しないように周囲を掘削し測量標を取り出すものとする。なお、測量標を破損した場合や再利用が不可能な場合は、市長と協議するものとする。

(機能の回復)

**第8条** 工事施工者は、公共基準点を一時撤去し、又は移転することによりその機能に支障が生じた場合は、その機能を回復しなければならない。なお、この要綱において機能回復工事等とは、次に掲げる作業をいう。

- (1) 復旧 公共基準点の移設又は一時撤去が必要な場合に、法に基づく公共測量の手続により適切な位置に基準点を設置し、公共基準点の成果を差し替えることをいう。

(2) 復元 公共基準点を一時撤去する場合に、引照点等を設置することにより撤去前の設置位置を記録し、撤去後に記録された当該位置に基準点を再設置することをいう。

2 工事施工者は、機能を回復するために必要な工事及び作業（以下「機能回復工事等」という。）については、事前に市長と協議を行い、適切な方法を選定しなければならない。

(機能回復工事等)

**第9条** 前条に規定する機能回復工事等は、原則として工事施工者が行わなければならない。

2 工事施工者は、機能回復工事等が完了したときは、速やかに公共基準点機能回復工事等完了報告書（様式第8号）を市長に提出し、検査を受けなければならない。

3 工事施工者は、前項の規定による検査に合格しなかったときは、速やかに補修して再検査を受けなければならない。

4 第6条第4項の規定による請求があった場合における機能回復工事等は、市が行う。

(公共基準点の埋設)

**第10条** 公共基準点の埋設に当たっては、原則として従前の埋設方法を採用するものとするが、市長と協議の上、設置位置に最も適した方法で行うものとする。

(費用の負担)

**第11条** 工事施工者は、機能回復工事等に要する費用を負担しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、その費用の全部又は一部を市が負担する。

(その他)

**第12条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成24年10月22日から適用する。

#### 附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の志摩市公共基準点管理要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

#### 附 則(令和3年9月30日告示第160号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の各告示の規定に基づく様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第4条関係)

様式第4号 (第4条関係)

様式第5号 (第6条関係)

様式第6号 (第6条関係)

様式第7号 (第6条関係)

様式第8号 (第9条関係)